

# 高知大学教育学部規則

平成16年4月1日  
規則第173号

最終改正 令和6年3月1日規則第55号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 高知大学教育学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本学部は、教育基本法の趣旨に基づき、地域に密着しつつ、高度で専門的、個性的な教育研究を行い、教育に対する使命感や豊かな人間性、専門性に裏付けられた実践的指導力を育み、学校教育を推進する上で必要な高い資質能力を有する教員の養成を行うことを目的とする。

### (自己評価)

第3条 本学部の目的及び社会的使命の達成のため、教育研究活動等の状況について、自主的・自発的に点検及び評価を行い、教育研究水準の向上と活性化を図る。

2 自己点検評価の結果は、定期的に公表するものとする。

## 第2章 課程・コース

### (課程、コース、専修)

第4条 本学部は学校教育教員養成課程を置き、次のコースを設ける。

幼児教育コース、教育科学コース、国語教育コース、社会科教育コース、数学教育コース、理科教育コース、英語教育コース、音楽教育コース、美術教育コース、保健体育教育コース、技術教育コース、家庭科教育コース、科学技術教育コース、特別支援教育コース

2 保健体育教育コースに、小学校専修及び中学校専修を設ける。

## 第3章 入学の手続及び選考

### (入学志願の手続)

第5条 入学志願者は、所定の期日までに、本学部所定の願書を提出しなければならない。

### (入学者の選考方法)

第6条 入学者の選考方法は、教授会が定める。

(入学者の決定)

第6条の2 入学者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 第4章 授業科目

(授業科目)

第7条 授業科目は、大学での学びかた科目、国際コミュニケーション科目、数理・データサイエンス・AI科目、生きる力を育む科目、視野を広げる科目及び専門科目に区分する。

2 授業科目を、必修科目、選択科目に分け、その単位数及び履修方法については、別に定める。

第8条 学生は、他大学又は他学部（以下「他大学等」という。）で開設される科目を履修することができる。ただし、その場合には本学部長及び他大学等の長の許可を要する。

#### 第5章 履修登録

(履修登録)

第9条 学生は、毎学期初めに、履修しようとする科目を定め、履修登録をしなければならない。

2 履修登録できる単位数は、別に定める。

#### 第6章 成績の審査及び単位の認定

(成績審査、単位の認定)

第10条 成績審査は、平常成績、試験、論文、報告等によって、担当教員が行う。

2 当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、審査は行わない。

3 試験は、第1学期又は第2学期の終わりに行うほか、随時行う。

4 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

#### 第7章 卒業

(卒業資格)

第11条 本学部を卒業するためには、学則第28条に規定する修業年限を満たし、高知大学教育学部履修規則に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

(早期卒業)

第12条 前条の規定にかかわらず本学部に通算3年以上在学し、高知大学教育学部履修規則に定める必要科目の単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合には、卒業

することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(在学年数及び単位の通算)

第13条 前2条の在学年数及び単位には、他大学等又は本学部における科目等履修生の在学年数及び履修した科目の単位数を教授会の議を経て、通算することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(卒業者の決定)

第14条 卒業者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

## 第8章 在学

(在学期間)

第15条 在学期間は、8年を超えることができない。

## 第9章 転入学、転学、転学部、編入学等

(転入学、本学部への転学部)

第16条 他大学等の学生で、本学部へ転入学又は転学部を志願する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の時期は、年度初め1回とする。

(編入学)

第17条 編入学については、第3章を準用する。

(転学、他学部への転学部)

第18条 本学部の学生で、他大学又は他学部へ転ずることを志願する者があるときは、教授会の議を経て、本学部へ在学のまま志願を許可することがある。

(転コース)

第19条 コースの変更は、第16条の規定を準用する。

## 第10章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第20条 本学部において、学術の研究を志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第21条 本学部において、授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の

議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第22条 本学部において、授業科目を履修することを希望する他の大学又は短期大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年9月30日に、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により存続することとされていた高知大学教育学部に学部の卒業を目的として在学し、引き続きこの規則の施行日に在学する学生の教育課程の履修については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日規則第101号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学生については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月27日規則第48号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、改正後のこの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月25日規則第52号）

この規則は、平成22年1月25日から施行する。

附 則（平成25年11月25日規則第52号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月24日規則第101号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学生については、改正後の第2条、第4条、第10条及び第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月22日規則第81号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学生については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

- 3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（令和6年3月1日規則第55号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。